基補発 0917 第４号
令和８年９月 17 日

公益社団法人
日本鍼灸師会　会長　殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準について別紙のとおり改め、令和８年 10 月１日以降に実施された施術に対して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員に対する周知及び貴会都道府県組織等と都道府県労働局長との間の協定の締結について、格別の御配意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

（令和８年 10 月１日以降の施術）

初検料		１術の場合	3,200 円	注１　当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 　ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する。 注２　マッサージのみの場合は算定できない。
		２術（はり・きゅう併用）の場合	3,440 円	
施術料	はり・きゅう	１術の場合	１日１回限り 3,040 円	注１　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 ２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき 300 円を加算する。 　なお、片道 16 ㎞を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
		２術の場合	１日１回限り 4,280 円	
	マッサージ	マッサージを行った場合	１日１回限り 3,040 円	注１　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 ２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき 300 円を加算する。 　なお、片道 16 ㎞を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
		温罨法を併施した場合	１回につき 205 円加算	注　変形徒手矯正術との併施は認められない。
		変形徒手矯正術を行った場合	１肢につき 470 円加算	注　マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術（※）を行った場合に限り、両方の料金を算定すること。 ※６大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象とし、１肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に支給する。
	はり又はきゅうとマッサージの併用		１日１回限り 4,280 円	注１　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 ２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき 300 円を加算する。 　なお、片道 16 ㎞を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

訪問施術料	はり・きゅう	訪問施術料１ １術の場合 ２術の場合	１回につき 5,800 円 7,040 円	注１　傷病部位が２以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 ２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき 300 円を加算する。 なお、片道 16 ㎞を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
		訪問施術料２ １術の場合 ２術の場合	１回につき 4,420 円 5,660 円	
		訪問施術料３ １術の場合 ２術の場合	１回につき 3,590 円 4,830 円	
		訪問施術料４ １術の場合 ２術の場合	１回につき 3,220 円 4,460 円	
		訪問施術料５ １術の場合 ２術の場合	１回につき 3,120 円 4,360 円	
	マッサージ	訪問施術料１	１回につき 5,800 円	注１　特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。 ２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき 300 円を加算する。 なお、片道 16 ㎞を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
		訪問施術料２	１回につき 4,420 円	
		訪問施術料３	１回につき 3,590 円	
		訪問施術料４	１回につき 3,220 円	
		訪問施術料５	１回につき 3,120 円	

温罨法を併施した場合	1回につき 205円加算	注　変形徒手矯正術との併施は認められない。
変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 470円加算	注　マッサージの加算とする取扱いとして同一部位にマッサージ及び変形徒手矯正術（※）を行った場合に限り、両方の料金を算定すること。 ※6大関節（肩、肘、手首、股関節、膝、足首）を対象とし、1肢（右上肢、左上肢、右下肢、左下肢）毎に支給する。
はり又はきゅうとマッサージの併用 訪問施術料1 訪問施術料2 訪問施術料3 訪問施術料4 訪問施術料5	 7,040円 5,660円 4,830円 4,460円 4,360円	注1　傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。 2　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき300円を加算する。 なお、片道16㎞を超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
往療料	2,760円	注1　夜間往療については、所定金額の100分の100に相当する金額を加算する。 2　2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。 3　片道16㎞を超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。
電気・光線器具による療法	1日1回限り 566円加算	注　あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあっては、超短波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。
休業証明料	1件につき 2,200円	休業（補償）等給付請求書における証明

※1　上記表中の「特別地域」とは、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）第四の四の三の三に規定する地域をいう。

※2　上記表中の「訪問施術料」とは、同一日に同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）で施術を行った患者数が1人の場合は訪問施術料1、2人の場合は訪問施術料2、3～9人の場合は訪問施術料3、10～19人の場合は訪問施術料4、20人以上の場合は訪問施術料5の各区分により、算定すること。